

第二百二十七号議案

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第七項中「、五分の三」を「五分の三とし、同項ただし書の条例で定める割合は二分の一」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の改正を考慮し、一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例に係る割合を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十八号議案

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第九十三号を第九十六号とし、第四十二号から第九十二号までを三号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十四 食品衛生法（昭和二十二年法律 営業証明書発行手数料 一件につき 三百円

第二百三十三号）第五十一条に規定す

る営業、理容業（理容師法（昭和二十

二年法律第二百三十四号）の規定によ

り届出をして理容所を開設することを

いう。）、美容業（美容師法（昭和三十

二年法律第六十三号）の規定により

届出をして美容所を開設することをい

う。）、興行場法（昭和二十三年法律第

百三十七号）第一条第二項に規定する

興行場営業、旅館業法（昭和二十三年

法律第三十八号）第二条第一項に規

定する旅館業、公衆浴場法（昭和二十

三年法律第三十九号）第一条第二項

に規定する浴場業又はクリーニング業

法（昭和二十五年法律第二百七号）第

二条第一項に規定するクリーニング業

に係る営業証明書の発行

第二条第一項中第四十号を第四十二号とし、第三十二号から第三十九号までを二号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の二号を加える。

三十二 農林水産物及び食品の輸出の促進 輸出証明書発行手数料 一件につき 八百七十円

進に関する法律（令和元年法律第五十

七号）第十五条第二項の規定に基づく

輸出証明書の発行

三十三 農林水産物及び食品の輸出の促進 施設認定農林水産物等 一件につき 一万四百円（農林

進に関する法律第十七条第二項の規定 適合施設認定申請手数料

に基づく施設認定農林水産物等の適合料 輸出の促進に関する

施設の認定の申請に対する審査 法律施行規則

(令和二年財務
省・厚生労働省・
農林水産省令第一
号)第二十一条第
一号に掲げるもの
に係るものにあつ
ては、二万九百円)

第二条 仙台市手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十四号中「第五十一条」を「第五十四条若しくは第五十七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

理 由

営業証明書発行手数料を定めるとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定を考慮し輸出証明書発行手数料及び施設認定農林水産物等適合施設認定申請手数料を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百二十九号議案

仙台市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市食品衛生法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「揭示」の下に「等」を加え、同条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、「喫茶店営業若しくは乳類販売業」を削り、同条第二項中「営業許可を受けた者（以下「業者」という。）」を「営業許可書の交付を受けた者」に、「市長から交付された」を「当該」に、「当該」を「その」に改め、同条第三項中「業者」を「者」に、「前項」を「第二項」に、「当該営業許可に」を「その営業許可に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 営業許可書の交付を受けた者は、当該営業許可書を亡失し、又は当該営業許可書が滅失したときは、市長が定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、営業許可書の再交付を受けなければならない。

第二条に次の一項を加える。

5 第三項の規定は、営業許可済証について準用する。

第三条第一項中「業者」を「営業許可を受けた者（以下「業者」という。）」に、「第五十二条第三項の規定により」を「第五十五条第三項の規定により当該」に改める。

第五条中「昭和二十八年政令第二百二十九号」の下に「。以下「令」という。」を加える。

第六条を次のように改める。

（手数料）

- 第六条 市長は、別表に掲げる事務につき、同表に定める手数料を徴収する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。
- 附則の次に次の別表を加える。

別表（第六条関係）

項	事務	名称	手数料		
			金額		
1	法第55条第1項及び令第35条第1号の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	常設営業	新規申請	19,000円
				更新申請	17,000円
			仮設営業	新規申請	10,000円
				更新申請	8,000円
		臨時営業		3,000円	
2	法第55条第1項及び令第35条第2号の規定による調理の機能を有する自動販売機	自動販売機営業許可申請手数料	新規申請	11,000円	

	により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査		更新申請	10,000円
3	法第55条第1項及び令第35条第3号の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	新規申請	14,000円
			更新申請	12,000円
4	法第55条第1項及び令第35条第4号の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	常設営業	14,000円
			新規申請	12,000円
			仮設営業	10,000円
			更新申請	8,000円
			臨時営業	3,000円
5	法第55条第1項及び令第35条第5号の規定による魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
6	法第55条第1項及び令第35条第6号の規定による集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	新規申請	14,000円
			更新申請	12,000円
7	法第55条第1項及び令第35条第7号の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
8	法第55条第1項及び令第35条第8号の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
9	法第55条第1項及び令第35条第9号の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
10	法第55条第1項及び令第35条第10号の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円

11	法第55条第1項及び令第35条第11号の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
12	法第55条第1項及び令第35条第12号の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
13	法第55条第1項及び令第35条第13号の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
14	法第55条第1項及び令第35条第14号の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
15	法第55条第1項及び令第35条第15号の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
16	法第55条第1項及び令第35条第16号の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
17	法第55条第1項及び令第35条第17号の規定による氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
18	法第55条第1項及び令第35条第18号の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
19	法第55条第1項及び令第35条第19号の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円

20	法第55条第1項及び令第35条第20号の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
21	法第55条第1項及び令第35条第21号の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
22	法第55条第1項及び令第35条第22号の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
23	法第55条第1項及び令第35条第23号の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
24	法第55条第1項及び令第35条第24号の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
25	法第55条第1項及び令第35条第25号の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
26	法第55条第1項及び令第35条第26号の規定による複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	新規申請	30,000円
			更新申請	28,000円
27	法第55条第1項及び令第35条第27号の規定による冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
28	法第55条第1項及び令第35条第28号の規定による複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	新規申請	30,000円
			更新申請	28,000円

29	法第55条第1項及び令第35条第29号の規定による漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
30	法第55条第1項及び令第35条第30号の規定による密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
31	法第55条第1項及び令第35条第31号の規定による食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
32	法第55条第1項及び令第35条第32号の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	新規申請	23,000円
			更新申請	21,000円
33	営業許可書又は営業許可済証の再交付	営業許可書等再交付手数料		2,500円

備考

- 1 金額は、1件についての金額とする。
- 2 「常設営業」とは、仮設営業及び臨時営業以外の営業をいう。
- 3 「仮設営業」とは、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行う営業であって、臨時営業以外のものをいう。
- 4 「臨時営業」とは、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行う営業であって、営業を行う日数が6月間で5日未満のものをいう。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理由

食品衛生法施行令の改正を考慮し飲食店の営業許可申請等に関する手数料を改め、営業許可書等の交付を受けた者に係る営業許可書等の再交付に関し必要な事項を定めるとともに、営業許可書等再交付手数料を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三百三十号議案

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表児童厚生施設仙台市野尻児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

理 由

野尻児童遊園を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十一号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第九号中「第二条第十八号」を「第二条第二十号」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同項第十一号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

別表第一に次のように加える。

中央四丁目東二番丁通地区整備計画区域	仙台市青葉区一番町一丁目及び中央四丁目の各一部整備計画区域
--------------------	-------------------------------

別表第二雨宮地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

中央四丁目東二番丁通地区整備計画区域	中央四丁目東二番丁通地区	ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 共同住宅 エ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） オ ワージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの カ 自動車教習所 キ 畜舎 ク 倉庫業を営む倉庫又は専ら道路貨物運送業若しくは貨物運送取扱業の用に供する倉庫若しくは荷さばき場 ケ 自動車に直接燃料を供給するための施設 コ 風営法第2条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業（店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて営
--------------------	--------------	---

第百三十二号議案

仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項ただし書中「おおわれた」を「覆われた」に改める。

第十三条の二第一項中「して、」の下に「電気自動車等〔を、〕を、「原動機付自転車をいう」の下に「。第十二号において同じ。」をいう」を加え、「五十キロワット」を「二百キロワット」に改め、「この条において」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 急速充電設備（全出力五十キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 二 筐体きょうたいは不燃性の金属材料で造ること
- 三 堅固に床、壁、支柱等に固定すること
- 四 雨水等の浸入を防止する措置を講ずること
- 五 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること
- 六 急速充電設備と電気自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること
- 七 急速充電設備と電気自動車等との接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること
- 八 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- 九 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- 十 異常な高温とならない措置を講ずるとともに、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- 十一 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること
- 十二 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること
- 十三 コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- 十四 充電用ケーブルを冷却するために液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とするとともに、充電用ケーブルを冷却するた

めに用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

十五 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

十六 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

ロ 異常な高温とならないこと

ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

十七 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること

十八 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと

第十九条の見出し及び同条中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第九号中「充てん」を「充填」に改める。

第五十六条第十四号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（改正後の第十三条の二第一項に規定する急速充電設備をいう。）に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い急速充電設備の範囲を改めるとともに当該設備の位置、構造及び管理の基準に火災予防上必要な安全対策に関する事項を加える等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十三号議案

仙台市学校条例の一部を改正する条例

仙台市学校条例の一部を改正する条例

仙台市学校条例（昭和三十九年仙台市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「授業料」の下に「並びに令和三年度に係る入学者選抜手数料」を加える。

附則第七項中「又は」を「若しくは」に改め、「授業料」の下に「又は令和三年度に係る入学者選抜手数料」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

令和元年台風第十九号の被災者等の令和三年度に係る入学者選抜手数料について減免することができるところとする等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 134 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立四郎丸小学校校舎及び給食棟増改築その他工事
- 2 工事施行場所 仙台市太白区四郎丸字吹上 6 番 3, 16 番 4, 31 番 1, 31 番 2, 31 番 7
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,591,700,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
阿部和工務店・仙建工業・石井組共同企業体
構成員 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
株式会社阿部和工務店
構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号
仙建工業株式会社
構成員 仙台市青葉区一番町一丁目16番 1 号
株式会社石井組

第 135 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 (仮称) 将監市民センター・将監老人憩の家・将監児童センター複合施設
新築工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区将監八丁目 1 番 93
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 717,200,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番 13号
仙建工業・深松組共同企業体
構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番 13号
仙建工業株式会社
構成員 仙台市青葉区北山一丁目 2 番 15号
株式会社深松組

第 136 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立榴岡小学校校舎増築及びプール改築工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区榴ヶ岡103番 2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 864,380,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区幸町二丁目23番 1 号
中城建設・深松組共同企業体
構成員 仙台市宮城野区幸町二丁目23番 1 号
中城建設株式会社
構成員 仙台市青葉区北山一丁目 2 番15号
株式会社深松組

第 137 号議案

財産の処分に関する件

次の財産を処分することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

所 在	地 目	地 積	金 額
仙台市蒲生北部被災市街地復興 土地区画整理事業施行地区内44 ブロック 2 ロット	宅 地	平方メートル 40,488	円 1,336,104,000

第 138 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市民会館	仙台市太白区八本松二丁目10番11号 東北共立・陽光ビル企業体	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

第 139 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市亀岡老人福祉センター	埼玉県鴻巣市東一丁目1番25号 社会福祉法人元気村	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
仙台市大野田老人福祉センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	
仙台市小鶴老人福祉センター	仙台市宮城野区岩切字東河原352番地の3 社会福祉法人杜の村	
仙台市泉中央老人福祉センター	仙台市泉区高森三丁目4番地の131 宮城県高齢者生活協同組合	

第 140 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市子育てふれあいプラザ	仙台市青葉区国分町三丁目8番17号 特定非営利活動法人せんだいファミリーサ ポート・ネットワーク	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

第 141 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市将監児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
仙台市小松島児童館	仙台市青葉区上杉一丁目5番13号 特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク	
仙台市鹿野児童館		
仙台市東四郎丸児童館	仙台市太白区袋原三丁目16番51号 特定非営利活動法人FOR YOUにこにこの家	
仙台市市名坂児童館	仙台市青葉区上杉一丁目5番13号 特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク	
仙台市八本松児童館	仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘	
仙台市国見児童館	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 特定非営利活動法人ワーカーズコープ	
仙台市大野田児童館		

第 142 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき，地方自治法第244条の2第6項の規定により，議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市体育館	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
仙台市青葉体育館		
仙台市武道館		
仙台市泉総合運動場		
仙台市泉海洋センター		
仙台市根白石温水プール	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地1 ウェルネス・同和共同企業体	
仙台市今泉運動場	仙台市青葉区上杉二丁目3番7号 陽光セントラル共同企業体	
仙台市若林日辺グラウンド		
仙台市川内庭球場	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	
仙台市北中山コミュニティグラウンド		
仙台市新田東総合運動場		

第 143 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市北六番丁市営住宅及びその共同施設	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
仙台市小松島市営住宅及びその共同施設	仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 公益財団法人仙台市建設公社	
仙台市小松島第二市営住宅及びその共同施設		
仙台市川平市営住宅及びその共同施設		
仙台市上原市営住宅及びその共同施設		
仙台市高砂市営住宅及びその共同施設		
仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅及びその共同施設		
仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅及びその共同施設		
仙台市小鶴市営住宅及びその共同施設		
仙台市幸町市営住宅及びその共同施設		
仙台市幸町第二市営住宅及びその共同施設		

仙台市福田町第一市営住宅及びその共同施設
仙台市福田町第二市営住宅及びその共同施設
仙台市仙台駅東市営住宅及びその共同施設
仙台市新寺小路市営住宅及びその共同施設
仙台市若林市営住宅及びその共同施設
仙台市荒井市営住宅及びその共同施設
仙台市中田市営住宅及びその共同施設
仙台市袋原市営住宅及びその共同施設
仙台市四郎丸市営住宅及びその共同施設
仙台市四郎丸東市営住宅及びその共同施設
仙台市太白市営住宅及びその共同施設
仙台市郡山市営住宅及びその共同施設
仙台市西中田市営住宅及びその共同施設
仙台市茂庭第一市営住宅及びその共同施設

仙台市向原市営住宅及びその共同施設
仙台市天神沢市営住宅及びその共同施設
仙台市霊屋下市営住宅及びその共同施設
仙台市霊屋下第二市営住宅及びその共同施設
仙台市梅田町市営住宅及びその共同施設
仙台市小田原市営住宅及びその共同施設
仙台市通町市営住宅及びその共同施設
仙台市落合市営住宅及びその共同施設
仙台市角五郎市営住宅及びその共同施設
仙台市田子西市営住宅及びその共同施設
仙台市田子西第二市営住宅及びその共同施設
仙台市田子西第三市営住宅
仙台市田子西第四市営住宅
仙台市幸町第三市営住宅及びその共同施設

<p>仙台市新田東市営住宅 及びその共同施設</p>
<p>仙台市燕沢市営住宅及 びその共同施設</p>
<p>仙台市燕沢東市営住宅 及びその共同施設</p>
<p>仙台市岡田市営住宅及 びその共同施設</p>
<p>仙台市岡田第二市営住 宅</p>
<p>仙台市南福室市営住宅</p>
<p>仙台市宮城野市営住宅 及びその共同施設</p>
<p>仙台市鶴ヶ谷第三市営 住宅及びその共同施設</p>
<p>仙台市荒井第二市営住 宅及びその共同施設</p>
<p>仙台市荒井西市営住宅 及びその共同施設</p>
<p>仙台市荒井西第二市営 住宅</p>
<p>仙台市荒井東市営住宅 及びその共同施設</p>
<p>仙台市荒井東第二市営 住宅</p>
<p>仙台市荒井南市営住宅 及びその共同施設</p>
<p>仙台市荒井南第二市営 住宅及びその共同施設</p>

仙台市荒井南第三市営住宅
仙台市若林西市営住宅及びその共同施設
仙台市石場市営住宅
仙台市大和町市営住宅及びその共同施設
仙台市六丁の目中町市営住宅及びその共同施設
仙台市六丁の目西町市営住宅及びその共同施設
仙台市七郷市営住宅
仙台市中倉市営住宅及びその共同施設
仙台市六郷市営住宅及びその共同施設
仙台市六郷第二市営住宅
仙台市卸町市営住宅及びその共同施設
仙台市芦の口市営住宅及びその共同施設
仙台市鹿野市営住宅及びその共同施設
仙台市あすと長町市営住宅及びその共同施設

<p>仙台市あすと長町第二 市営住宅及びその共同 施設</p>		
<p>仙台市あすと長町第三 市営住宅及びその共同 施設</p>		
<p>仙台市茂庭第二市営住 宅及びその共同施設</p>		
<p>仙台市泉中央南市営住 宅及びその共同施設</p>		
<p>仙台市仙台駅東再開発 住宅</p>		

第 144 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
水の森公園の一部（キャンプ場及び周辺施設）	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 公益財団法人仙台市公園緑地協会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

第 145 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市広瀬図書館	東京都中央区日本橋二丁目3番10号 丸善雄松堂株式会社	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

第 146 号議案

字の区域の変更に関する件

本市の字の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

区域を変更する 字 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	字 名	地 番
四郎丸字昭和上	高柳字皇檀ヶ原	全部
四郎丸字昭和境	閑上字境	84の3, 85の7, 85の8, 86の4, 87の2, 89の3, 90の3, 107の2, 109, 110, 112, 114の1から114の3まで, 115の1から115の5まで, 117, 118の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地, 公有地の一部
四郎丸字昭和下	四郎丸字昭和境	1の1の一部, 2から14までの各一部, 15の1の一部, 18の一部, 19の1の一部, 20の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部並びに20の3, 21の1, 22の1に隣接する道路, 水路である公有地の一部
	閑上字境	28の2, 31及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
四郎丸字昭和西	下余田字成田	全部
四郎丸字昭和東	四郎丸字昭和南	33の一部, 34の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の一部
	四郎丸字原東	41, 44の2, 44の3, 78の4, 79の2
	四郎丸字松原	59の1, 59の2に隣接する水路等である公有地の一部
四郎丸字昭和前	四郎丸字昭和中和	98, 104に隣接する道路である公有地の一部
	高柳字圭田	全部
	高柳字山神	1の2, 4の2, 5の2, 14の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の一部並びに四郎丸字昭和前303の1に隣接する水路である公有地の一部
四郎丸字昭和南	小塚原字北中塚	全部

	四郎丸字昭和東	56から59までの各一部, 98の一部, 101の一部, 102の一部, 105の一部, 106の一部, 109の一部, 110の一部, 113の一部, 114の一部, 118の一部, 119の一部, 122の一部, 124から127までの各一部, 129から139までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	四郎丸字昭和前	80から82まで, 182, 183, 280, 281の地先の道路, 水路である公有地の一部
	四郎丸字松原	59の8, 59の10, 59の11
	高柳字山神	14の2の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の一部
四郎丸字松原	四郎丸字昭和南	33の一部, 34の一部, 36の1の一部, 37の1の一部, 44の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の一部並びに四郎丸字松原59の5に隣接する水路である公有地の全部

備考 地番は令和2年9月1日現在のもの

第 147 号議案

当せん金付証券の発売限度額に関する件

本市が令和 3 年度において発売することができる当せん金付証券の限度額を 80 億円とすることにつき、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により、議決を求める。

第 148 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
落 合 二 丁 目 1 号 線	仙台市青葉区落合二丁目16番 1 同 16番10
落 合 二 丁 目 2 号 線	仙台市青葉区落合二丁目16番29 同 16番19
上 愛 子 雷 神 7 号 線	仙台市青葉区上愛子字雷神 7 番66 同 7 番87
上愛子雷神自転車歩行者専用道路 1 号線	仙台市青葉区上愛子字雷神 7 番 4 同 7 番82
岩 切 羽 黒 前 線	仙台市宮城野区岩切字羽黒前 1 番19 同 1 番 6
蒲 生 1 号 線	仙台市宮城野区蒲生字二本木127番 9 同 中野字高松83番 3
蒲 生 2 号 線	仙台市宮城野区蒲生字屋敷12番 1 同 中野字西原74番 2
蒲 生 一 丁 目 1 号 線	仙台市宮城野区中野字牛小舎25番73 同 蒲生一丁目 2 番 7
蒲 生 一 丁 目 2 号 線	仙台市宮城野区中野字牛小舎25番24 同 25番26
蒲 生 一 丁 目 3 号 線	仙台市宮城野区中野字牛小舎23番37 同 32番18
蒲 生 一 丁 目 4 号 線	仙台市宮城野区蒲生字東屋敷添 6 番 同 蒲生一丁目 5 番 6
蒲 生 一 丁 目 5 号 線	仙台市宮城野区蒲生一丁目11番 同 中野字牛小舎44番 1
蒲 生 一 丁 目 6 号 線	仙台市宮城野区蒲生一丁目17番 同 14番 2
蒲 生 3 号 線	仙台市宮城野区蒲生一丁目14番 1 同 蒲生二丁目49番
蒲 生 一 丁 目 7 号 線	仙台市宮城野区中野字牛小舎25番15 同 蒲生一丁目12番
蒲 生 一 丁 目 8 号 線	仙台市宮城野区蒲生一丁目11番 同 中野字牛小舎23番29
蒲 生 一 丁 目 9 号 線	仙台市宮城野区蒲生二丁目 1 番 1 同 中野字牛小舎23番12

蒲 生 一 丁 目 10 号 線	仙台市宮城野区蒲生一丁目 7 番 同 4 番14
蒲 生 一 丁 目 11 号 線	仙台市宮城野区蒲生一丁目 4 番31 同 4 番21
蒲 生 4 号 線	仙台市宮城野区蒲生二丁目50番 同 6 番 7
蒲 生 5 号 線	仙台市宮城野区蒲生二丁目51番 同 蒲生字念仏田 4 番 8
蒲 生 6 号 線	仙台市宮城野区蒲生二丁目52番 同 中野字牛小舎25番 1
蒲 生 7 号 線	仙台市宮城野区蒲生二丁目50番 同 41番
蒲 生 8 号 線	仙台市宮城野区蒲生二丁目 6 番 5 同 2 番18
蒲 生 三 丁 目 1 号 線	仙台市宮城野区蒲生二丁目29番15 同 30番 4
蒲 生 三 丁 目 2 号 線	仙台市宮城野区蒲生二丁目 3 番29 同 30番 5
蒲 生 三 丁 目 3 号 線	仙台市宮城野区中野字高松87番 5 同 277番
蒲 生 四 丁 目 1 号 線	仙台市宮城野区蒲生字町40番 同 90番
蒲 生 四 丁 目 2 号 線	仙台市宮城野区蒲生字町90番 同 93番
蒲 生 五 丁 目 1 号 線	仙台市宮城野区蒲生二丁目38番 同 蒲生字荒田 1 番 1
蒲 生 五 丁 目 2 号 線	仙台市宮城野区中野字牛小舎38番 同 蒲生字屋敷24番
蒲 生 五 丁 目 3 号 線	仙台市宮城野区蒲生字東屋敷添31番 同 27番 8
蒲 生 五 丁 目 4 号 線	仙台市宮城野区蒲生字東屋敷添16番 3 同 蒲生字屋敷 9 番 1
蒲 生 五 丁 目 5 号 線	仙台市宮城野区蒲生字屋敷41番 4 同 43番
蒲 生 五 丁 目 6 号 線	仙台市宮城野区蒲生字二本木127番27 同 蒲生字屋敷 1 番 1
蒲 生 五 丁 目 7 号 線	仙台市宮城野区蒲生字西屋敷添 3 番 3 同 蒲生字屋敷 5 番 1
蒲 生 五 丁 目 8 号 線	仙台市宮城野区蒲生字屋敷23番 2 同 13番
蒲生二丁目自転車歩行者専用道路 1 号線	仙台市宮城野区中野字高松282番 1 同 282番 1
蒲生三丁目自転車歩行者専用道路 1 号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目34番 同 中野字牛小舎25番16
蒲生三丁目自転車歩行者専用道路 2 号線	仙台市宮城野区中野字高松72番 同 蒲生二丁目41番

蒲生三丁目自転車歩行者専用道路3号線	仙台市宮城野区中野字高松275番 同 274番
蒲生四丁目自転車歩行者専用道路1号線	仙台市宮城野区中野字高松75番 同 蒲生字町84番12
蒲生四丁目自転車歩行者専用道路2号線	仙台市宮城野区蒲生字町93番 同 93番
蒲 生 沼 沢 線	仙台市宮城野区蒲生字沼沢1番 同 9番
蒲 生 榎 線	仙台市宮城野区蒲生字榎2番 同 16番1
岡 田 67 号 線	仙台市宮城野区岡田字新浜浦通西10番1 同 蒲生字袋西ノ内第252番2
西 堀 田 下 飯 田 中 区 線	仙台市若林区飯田字屋敷25番1 同 荒井字北遠十丁77番
南 中 新 田 線	仙台市宮城野区岡田字岡田中1番1 同 若林区荒井字四ッ谷西18番1
種 次 中 斎 線	仙台市若林区種次字中斎72番1 同 65番
竹 野 花 畑 中 線	仙台市若林区種次字竹野花71番 同 今泉字畑中30番
中 田 六 丁 目 11 号 線	仙台市太白区中田六丁目242番51 同 242番60
向 山 三 丁 目 7 号 線	仙台市太白区向山三丁目15番21 同 15番51
向 山 三 丁 目 8 号 線	仙台市太白区向山三丁目15番28 同 15番28

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
向 田 2 号 線	仙台市宮城野区蒲生字西屋敷添2番4 同 蒲生字屋敷2番1
二 本 木 1 号 線	仙台市宮城野区蒲生字二本木127番64 同 127番27
蒲 生 屋 敷 線	仙台市宮城野区蒲生字西屋敷添2番4 同 2番1
蒲 生 和 田 南 小 路 線	仙台市宮城野区蒲生字屋敷45番1 同 12番1
蒲 生 和 田 中 小 路 線	仙台市宮城野区蒲生字屋敷26番1 同 22番1
蒲 生 和 田 東 小 路 線	仙台市宮城野区蒲生字屋敷27番1 同 16番2
蒲 生 中 野 線	仙台市宮城野区蒲生字東屋敷添21番3 同 蒲生一丁目6番1
中 野 牛 小 舎 1 号 線	仙台市宮城野区中野字牛小舎45番5 同 35番7

中野牛小舎2号線	仙台市宮城野区中野字牛小舎32番24 同 32番5
中野牛小舎3号線	仙台市宮城野区中野字牛小舎32番29 同 25番57
中野牛小舎4号線	仙台市宮城野区中野字牛小舎24番14 同 25番24
中野牛小舎5号線	仙台市宮城野区中野字牛小舎23番58 同 23番71
西原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1 同 29番19
西原1号線	仙台市宮城野区中野字高松282番1 同 蒲生二丁目2番1
西原1号(その1)線	仙台市宮城野区蒲生字東屋敷添35番3 同 中野字西原14番16
西原2号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目32番3 同 3番1
西原2号(その1)線	仙台市宮城野区蒲生字北荒田3番76 同 蒲生二丁目39番
西原3号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目29番53 同 6番1
西原4号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目50番 同 30番4
西原5号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目3番14 同 6番5
西原6号線	仙台市宮城野区蒲生字町91番 同 90番
西原7号線	仙台市宮城野区蒲生字町91番 同 89番1
西原8号線	仙台市宮城野区中野字高松275番 同 蒲生二丁目42番
西原9号線	仙台市宮城野区中野字高松275番 同 蒲生二丁目41番
西原10号線	仙台市宮城野区中野字高松283番5 同 275番
西原11号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目41番 同 42番
西原12号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目37番 同 39番
西原13号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目28番8 同 20番7
西原14号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目16番10 同 17番12
西原15号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目26番9 同 26番4
西原16号線	仙台市宮城野区蒲生二丁目38番 同 25番6

西	原	17	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目16番17 同 16番10
西	原	18	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目17番 6 同 23番 4
西	原	19	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目19番 1 同 19番 3
西	原	20	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目 9 番 6 同 15番 7
西	原	21	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目15番10 同 36番
西	原	22	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目14番20 同 14番 3
西	原	23	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目10番 1 同 11番 5
西	原	24	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目36番 同 11番10
西	原	25	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目 7 番 1 同 8 番 7
西	原	26	号	線	仙台市宮城野区蒲生一丁目16番 同 蒲生二丁目 1 番 4
西	原	27	号	線	仙台市宮城野区蒲生一丁目17番 同 5 番 9
西	原	28	号	線	仙台市宮城野区蒲生一丁目12番 同 3 番 1
西	原	29	号	線	仙台市宮城野区蒲生一丁目 3 番 9 同 3 番14
西	原	30	号	線	仙台市宮城野区蒲生一丁目 7 番 同 4 番31
西	原	31	号	線	仙台市宮城野区蒲生一丁目 1 番 3 同 2 番 8
西	原	32	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目13番 6 同 12番17
西	原	33	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目12番 1 同 9 番 5
西	原	34	号	線	仙台市宮城野区中野字牛小舎56番 7 同 蒲生一丁目11番
西	原	35	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目 2 番18 同 2 番24
西	原	36	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目29番47 同 29番16
西	原	37	号	線	仙台市宮城野区蒲生二丁目35番 同 8 番 1
塩		釜		線	仙台市宮城野区蒲生字北荒田 3 番28 同 蒲生二丁目40番
高		松		線	仙台市宮城野区中野字高松72番 同 281番

中 袋 1 号 線	仙台市宮城野区蒲生字中袋4番1 同 10番
蒲 生 榎 線	仙台市宮城野区蒲生字榎2番 同 20番
蒲 生 沼 沢 線	仙台市宮城野区蒲生字沼沢1番 同 17番
蒲 生 屋 敷 蒲 生 一 丁 目 線	仙台市宮城野区蒲生字屋敷35番 同 蒲生一丁目22番
蒲 生 二 丁 目 町 線	仙台市宮城野区蒲生二丁目59番 同 蒲生字町12番12
岡 田 67 号 線	仙台市宮城野区岡田字新浜浦通西8番3 同 蒲生字袋西ノ内第二52番2
西 堀 田 下 飯 田 中 区 線	仙台市若林区飯田字屋敷25番1 同 荒井字北遠十丁76番
雷 神 様 前 線	仙台市若林区種次字南番古46番 同 18番
荒 浜 南 丁 1 号 線	仙台市若林区荒浜字南丁77番2 同 9番6
南 中 新 田 線	仙台市宮城野区岡田字岡田中1番1 同 若林区荒井字矢取東30番
南 中 新 田 2 号 線	仙台市若林区荒井字矢取東31番 同 荒井字四ッ谷西18番2
井 土 東 浦 3 号 線	仙台市若林区井土字東浦159番1 同 153番
井 土 南 浦 東 浦 線	仙台市若林区井土字南浦55番1 同 井土字東浦215番2